○総務省告示第三百十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年八月三十一日　　総務大臣　林　芳正

一　名　　称　日印共同訓練実施部隊（インド共和国）
二　国外派遣期間　令和八年九月一日から令和八年九月三十日まで
三　派遣人数（概数）　百人程度
四　派　遣　地　域　インド共和国

○総務省告示第三百十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年八月三十一日　　総務大臣　林　芳正

一　名　　称　日印共同訓練実施部隊（インド共和国及びタイ王国）
二　国外派遣期間　令和八年九月一日から令和八年九月三十日まで
三　派遣人数（概数）　二十人程度
四　派　遣　地　域　インド共和国及びタイ王国

○総務省告示第三百十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年八月三十一日　　総務大臣　林　芳正

一　名　　称　パシフィック・パートナーシップ2026参加部隊（マレーシア）
二　国外派遣期間　令和八年九月一日から令和八年十月一日まで
三　派遣人数（概数）　十人程度
四　派　遣　地　域　マレーシア

○総務省告示第三百十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年八月三十一日　　総務大臣　林　芳正

一　名　　称　パシフィック・パートナーシップ2026参加部隊（フィリピン共和国）
二　国外派遣期間　令和八年九月一日から令和八年十月一日まで
三　派遣人数（概数）　十四人程度
四　派　遣　地　域　フィリピン共和国

○経済産業省告示第百十四号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第六十条第一項の規定に基づき、次のように同法第三十三条第二項の登録をしたので、同法第七十二条第一号の規定に基づき、公示する。

令和八年八月三十一日　　経済産業大臣　赤澤　亮正

名称	住所	登録をした日
オンド株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号グラントウキョウサウスタワー11階	令和八年八月六日
EY新日本有限責任監査法人	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	令和八年八月六日

○国土交通省告示第千九十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月三十一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年八月三十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日
第一東海自動車道　菊川市本所字若宮二一二二番二から同市本所字若宮二一三二番一〇まで　令和八年九月一日〇時

○北陸地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月三十一日　　北陸地方整備局長　植田　雅俊

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
妙高市大字志字一ノ口二五四五番から同市大字志字一ノ口二五四七番まで	前	七五・八八～七九・八七メートル
	後	四八・五三～七六・八二メートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月三十一日　　北陸地方整備局長　植田　雅俊

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
十八号　妙高市大字上中字上ノ原二八〇番一から同市大字志字前田二五七一番まで　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年八月三十一日

○中国地方整備局告示第八十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月三十一日　　中国地方整備局長　山本　大志

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
九号　下関市長府黒門南町一一七九番一から同市長府黒門町三三〇〇番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年八月三十一日